

平成21年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会

議事録

## 平成21年度第1回 長崎地域福祉有償運送運営協議会 議事録

事務局

皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

まず始めに、長崎市障害福祉課長の川上が挨拶申しあげます。

課 長

あらためまして、皆さん、おはようございます。障害福祉課長の川上でございます。平成21年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申しあげたいと思います。

委員の皆様におきましては、大変ご多用の中にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当協議会でございますけれども、長崎市・長与町及び時津町におきまして、特定非営利活動法人等が、福祉有償運送を行おうとするにあたりまして、その必要性でございますとか、旅客から收受する対価、運送の安全性の確保及び輸客の利便に至る方策等を決定するために、平成18年9月に設置した機関でございます。これまで長崎地域におきましては、3つの団体が公共交通機関での移動が困難な方々等を介助して、通院や施設への通所などの際の送迎に携わっておられるところでございます。

本日は、今回が初めてになりますけども、昨年度の実績報告、それから2つの団体の更新登録について、ご協議をお願いするものでございます。どうぞ皆さんのご忌憚のないご意見をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、今回、平成21年度になってはじめての運営協議会です。今回新たに委員の追加、人事異動等で委員の変更がございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

座席毎に委員さんのお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

(委員紹介)

事務局

なお、本日は、合澤委員、花田委員については、ご欠席でございます。

それから、本日は、九州運輸局 長崎陸運支局から 輸送部門 八丁様もオブザーバーとして出席されておりますので、ご報告いたします。

次に、事務局の紹介をいたします。

(事務局紹介)

事務局

次に、協議会の定足数についてご報告いたします。

本日の協議会については、委員20名のうち、18名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項で規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立することをご報告申し上げます。

続きまして、会議及び会議録の公開について皆様にお諮りします。この運営協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、会議録につきましても、委員名をアルファベットのA、B委員と記載し、ホームページで公開いたしておりますが、同意いただけますでしょうか。

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。それでは、これまでと同じく公開といたします。

続いて、本日の配布資料の確認を行います。

お手元に5種類の資料を配布いたしております。B4縦1枚の本日の「次第」、「座席表」、「平成21年度長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」、「別冊資料1」、「別冊資料2」の5種類です。お手元にあることをご確認ください。

なお、「別冊資料1」「別冊資料2」は、表紙にも記載いたしておりますが、本日回収いたします。協議会終了後、自席の机に置いたままにされてください。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましては、杉山会長、よろしくお願ひします。

会長

皆様、おはようございます。本日は、平成21年度の第1回の運営協議会でございます。委員のメンバーも若干変わっております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。今日は、皆様方、お忙しい中、ご参集していただいております。活発なご議論をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事に入っていきたいと思います。まず、報告事項です。  
(1)「新たな委員の指名について」事務局のほうから報告をお願いいたします。

事務局

報告 (1)「新たな委員の指名について」ご説明いたします。先ほど委員のご紹介を行いましたが、今回、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正により、同設置要綱第4条第2項第7号の規定を追加し、「現に福祉有償運送を行っているNPO法人等の団体の代表」を委員として指名することといたしました。

福祉有償運送運営協議会の構成員については、国の道路運送法施行規則に定められております。当協議会が発足した平成18年9月の時点では、「福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等」との項目は定められておりませんでしたが同年10月に規則が改正されていますので、今回、国の現行規則に合わせた形に追加、整理したものです。

当協議会の委員総数は要綱で20名以内と定めております。すでに18名の委

員がいらっしゃいましたので、現在、福祉有償運送を行われている3事業者の中から、新たに委員として2名を指名させていただいたところです。

任期は、皆様の残任期間と同じく来年3月までとなっております。

説明は以上です。

会長 さきほどの説明に関して、何か質問等はありませんか。

(質問なし)

会長 よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

1報告、(2)「平成20年度福祉有償運送実績報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 前回の運営協議会において、毎年7月と1月の年2回定期報告を行うことが方針として決定されました。それを受けて今回初めて報告するものです。

運営協議会資料、別冊資料1に基づいて説明いたします。

運営協議会資料4ページをお開きください。4ページの資料は、この別冊資料を抜粋して3者見やすいように表記しております。この4ページの表の見方ですが、3事業者がありまして、上から登録期間を表示しております。例えば、ほほえみながさきさんであるならば平成19年8月10日から21年8月9日までというような形です。それから次に、協議会の申請時の会員数をそこに表記しております。次に平成20年度の月毎の登録会員数、増減数、この増減数というのは申請時の会員数、例えば上でいきますと、ほほえみながさきさんで58という数字があって、20年4月の登録会員数は65という数字がありますが、差が7あります。そこで増減数7と表記しております。

次に、運送実績数ですけれども、これは運ばれた方の実人数となっております。以下、浦上の丘福祉支援サービスさんでは、会員数18が、20年4月には35、増減数17で、運送実績は30、社会福祉法人恵仁会さんでは、申請時の会員数12で、20年4月の登録会員数17、増減5、運送実績4という数字、そういう見方となります。

黄色の資料1ページをお開きください。一番上段に書いてありますけども、20年度の上半期と書いてあります。2ページが下半期、様式はまったく同じでございます。上から、NPO法人ほほえみながさきさんでは、車両数が記載しております。車両は16台あります、うち括弧書きで3、これが軽自動車の数です。

次に、旅客の範囲ですが会員数は身体障害者のみ69人。運転者22人。下の段にいきまして、輸送実績及び会員数の欄4月から9月まで書いてあります。運送回数は201回、203回、172回、203回、205回、180回、このようになっております。名簿登録の会員数も65から70までの増減となっていまして、最下段、事故・苦情件数はどちらも0となっております。

続いて、2ページをお開きください。様式は同じです。車両が1台減っております。会員数が69から71、2名増えております。運転者数は増減ありません。それから輸送実績も表のとおりです。事故・苦情件数はありません。

次、3ページをご覧ください。こちらは、旅客つまり利用者、会員さんの名簿です。氏名、それから住所の地番等については伏せております。6ページをご覧ください。74名の名簿がついておりますが、これは72、73、74の番号については、入会の年月日が今年度になっております。名簿は最新のものではありますが、実績報告の欄には74ではなく、71という数字となります。

続いて8ページをご覧ください。8ページから44ページまで身体等状況票74人分、新規21年度の方も含めて74人分の記載があります。

次に、45ページをお開きください。これは陸運支局に出す資料ですが、運行管理の体制等を記載した資料となっております。1番が運行管理・整備管理の体制、2番が事故処理連絡体制、3番が苦情処理体制となっております。

続いて、51ページをご覧ください。先ほどは利用者の名簿ですが、こちらは運転者の名簿になります。

53ページからは、運転者の方の免許証と並びに輸送サービス運転者研修会の修了証が添付されております。

それから、59ページをご覧ください。ほほえみながさきさんでは、その団体所有の車両ではなくボランティアさんの車両を使われておりますので、各人ごとに契約書、例えばその59ページですと岩永さんとの契約書が付いております。その契約車両の契約書、自動車の車検証、そして、その車両の保険証券という3点セットで付けていただいています。それが22人分ございます。

では続いて、NPO法人浦上の丘福祉支援サービスさんにまいります。127ページをご覧ください。順番に説明していきます。

浦上の丘さんでは、車両は3台、うち2台が軽となっております。次の、運送する旅客の範囲及び数ですが、ここはちょっと説明しなければなりません。合計欄56という記載がありますが、これは身体障害者の欄15が重複しての記載となりますので、実際は要支援認定者1と要介護認定者40、実数は41です。身体障害者の欄は重複です。運転者につきましては4人となっております。輸送実績及び会員数については表のとおり、事故・苦情件数こちらも0です。

続いて、128ページをご覧ください。車両に変更はありません。運送する旅客の範囲及び数は、要介護認定者の欄が40から47と7名増えています。輸送実績及び会員数は表のとおりで、事故・苦情件数はありません。

129ページから旅客の名簿です。

それから、132ページを開いてください。132ページから旅客の数、会員さんの数48名分の身体等状況票が添付されております。

続いて、156ページでございます。こちらは運行管理・整備管理の体制を記載した書類です。1番が運行管理・整備管理者の体制、2番が事故処理連絡体制、3番が苦情処理体制となっております。

	157ページでは、運転者の名簿が添付されております。
	158ページからは、運転者の台帳が添付されております。
	それから、162ページ。これは法人所属の車両ですので3台分の保険証券が付いております。
	続いて、社会福祉法人恵仁会です。資料は168ページをお開きください。上期ですが、車両は3台、それから、旅客数は19となっております。輸送実績の回数の増減は表のとおりです。事故・苦情件数はどちらもありません。
	169ページは下期です。車両変更なし。旅客数は2名増えています。輸送回数は表のとおり。事故・苦情件数はどちらもありません。
	170ページには、その旅客の名簿が添付されております。
	172ページからは、旅客である会員さん22人分の身体等状況票が記載されています。
	183ページ、こちらは運行管理の体制に関する書類でございます。
	184ページでは、運転者の名簿、185ページでは運転者台帳となっております。
	191ページからは、車両保険証券がついております。説明は以上です。
会長	ただいまの事務局の説明に関して、何かご質問、ご意見はありますか。
A委員	169ページの運送実績の会員数の中で、運送の対価以外の対価に係る収入ということで、例えば3500円とか記載がありますが、これはどういった収入が考えられますか。
会長	対価以外の収入の内容ということですね。
事務局	恵仁会につきましては、待機料金、駐車場の実費を認めております。ガソリン代の料金以外に、待機料金等の対価を収入することができます。
B委員	運営協議会のほうで、この対価以外の対価に係る収入について承認を得ているのですか。
事務局	承認は得ております。
会長	よろしいでしょうか。その他ご質問等ございませんか。
C委員	ほほえみながさきさんのほうでは、有償運送運転協力者研修修了証がついているのですが、他のところはついてないのですが、これは取られているということでしょうか。

会長	事務局のほう、いかがでしょうか。
事務局	もう1回、精査をする必要がありますが、前回の運営指針を作ったときに、車検証の提出については、実施状況等の報告の中に「車検証」という形で記載はしておりません。実施状況等の報告につきましては、実績報告書、名簿、身体等状況票、運行管理の体制等を記載した書類の写し、運転者台帳、損害賠償措置を講ずる、いわゆる損害賠償の保険証、6つの書類の提出を定めておりますが、車検証までは記載しておりません。
B委員	今のC委員の質問はですね、この福祉有償運送を行う者は、第1種免許所持者は、必ず国土交通大臣認定講習を受けなければならぬことになっています。 第1種しか持っていない方は必ず国土交通大臣の認定する講習を受けなくてはならないとなっています。その講習の修了証をほほえみながさきさんは付けているが、他の団体が付けていないのはどういうことか、ということなんです。
事務局	車検証は今申し上げたとおりです。2点目の講習は、ホームヘルパーの資格を、介護福祉士とかペルパーの資格があれば運転は可能ということです。
B委員	ホームヘルパーの方でも、この国土交通大臣の認定講習を受けないと白ナンバーでは料金を取ってはいけないんです。
副会長	ちょっとよろしいでしょうか。ここは、実績報告の部分なので、実績報告には先ほどの研修の資料は付けなくてもいいというふうに受けとったんですが。ここはあくまでも、今までの過去、半期分の実績報告をする欄なので、先ほどの長崎市さんの説明では、認定講習の確認はここではしていないというふうに理解していましたが。
会長	よろしいでしょうか。その他何かご意見等ございませんでしょうか。
B委員	それから、身体等状況票というのは今後も報告の中に付けていくことですか。
会長	いかがでしょうか。事務局のほう。
事務局	前回、12月18日の運営協議会において、先ほど申しあげました「長崎地域福祉有償運送協議会運営指針」ということで、決定しましたので。
B委員	実を言いますと、国土交通省の国自旅第35、34号ということでローカルルールの見直しについてということで、改善命令が出ております。その中で、身体

等状況票については（イ）と（ロ）の方については、それはNPO法人等に過重な負担をかけるものであるものと書いてあります。第35号の5というところですね。運営協議会に提出される書類についてということで、運営協議会に提出される書類については、登録申請関係書類の写しの活用等は行われているが、運営協議会によって既存の書類で確認が可能であるにもかかわらず、別様式に書き改めた書類を求められる事例も報告されており、こうした事例は特段の事情がない限り過重なものと考えられるので、申請者の負担の軽減にも十分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱う、ということです。これについて国土交通省の新輸送サービス対策室というところに尋ねてみました。ということは、（イ）と（ロ）、要するに身体障害者と要介護認定者については、必要なしということです。これが、各ローカルルールに加重な負担をかける書類の提出項目ですよということなんです。そして、（ハ）と（ニ）、要支援認定者とその他の障害者については、判定委員をつけたりとかそういうところには判定は必要だろうと。しかしそのときも事務局が、事業者から事情聴取及び確認を行い、それを運営協議会に報告し、運営協議会で決定することです。

事務局

平成21年5月27日付けの「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方」ということで、自動車交通局旅客課長から、各地方の運輸局のほうに通知が出されたことは承知しております。ただ、その大元の発信の中に、運営協議会において、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではないという但し書きがございます。その但し書きの前提として、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の交通機関の運輸整備状況を踏まえ、こうした運営協議会で協議されたことについては、排除されるものではないという考え方方が示されておりますので、これに基づきこれまでの協議の中で決められたことありますので、事務局としては、運営協議会で定めたものとして尊重していきたいと考えております。

B委員

それはですね、ここに第34号ということで、但し書きされています。その代わり事例として、運営協議会事務局で判断するということの事例ですね。利用申請についてとかはそういうことで、要介護者についての判断の事例は載っていません。こういうことはどうするかです。

事務局

もともとこの運営協議会の中で協議されましたことであるわけですね。それはどういうことかと申し上げますと、要介護認定者及び身体障害者の方については移動困難者としてのかなり強い認定があろうかと思います。ただ、B委員がおっしゃるように、他の障害者については、但し書きもありますように、移動困難な状況かどうかという判断をしてくださいということですね。ところが、この協議会の中ではですね、これまでの経過の中で、要介護者であり、身体障害者

の方であっても、どのような状況にあるかということを踏まえて、適正な旅客の範囲であるかどうかということを確認したい。それまでに、例えばガイドラインを設けて判定委員会を作ったらどうかとか、さまざまな論議を運営協議会でしてきたところです。最終的に皆さんで判断するためには、そうした身体等状況票を含めた票が必要ではないかというところに達しまして、現在の取り扱いということになっております。以上です。

B委員

それが加重な過度な負担ということで国土交通省が今回こういう指針を出されたんです。というのは、身体等状況票というのを運輸局に出しましたら、輸送支援をするのに対して、病歴なんて何で必要なんですかって。こういうようなものですね、ボランティア団体やNPO法人に、いちいち利用者に聞いて病歴を書くということをされたら、個人情報として取り過ぎではないかと。とにかく全国のローカルルールの中でこういうふうな過重な負担がなされているということで、今回の国土交通省のこういうふうな改善指導といいますか、なったということだったんです。それは、国土交通省自動車交通部新輸送サービス対策室の担当の方と私、確認を取りました。（イ）と（ロ）については、事務局のほうで身体障害者手帳の所有者全部分かるんですね。事務局の障害福祉課のほうで。（ロ）についても要介護者は介護保険課で分かるんです。ところが、要支援者とその他の障害者、知的障害、それと精神障害とかという方も入るんで、そういう方たちも身体状況で必ずしも福祉有償運送を使わないといけないのか、それとも公共交通機関でも利用できるんじゃないかというところが出るんで、運営協議会でそういうところを判定してださいということですね。

副会長

ちょっとよろしいでしょうか。その国土交通省が何回も出てきますけれども、まず基本的に21年5月21日の国自旅第34号のローカルルールの話については、ローカルルールをすべて排除することではなくて、合理的な判断に基づいて定められたものについては排除されない、ということです。ですから、ただいったん決めたルールを、以前決めたからということでそれをその現状に照らして合理的でないにもかかわらず、それをずっと続けるのはおかしいですよということです。ですから、協議の中で合理的な判断で決められたローカルルールは基本的には排除されないという考え方です。

それと、さきほど言われた旅客の範囲の判断なんですけれども、確かに、その要支援者とその他についての事例のほうが書いてありますけれども、判定組織を設置して判断する中にも、すべての旅客を判断するという項目もありますので、必ずしもそれに限定したものではないというふうにこちらとしては捉えております。過重な負担については、それはその先程のローカルルールの判断で、ここでの運営協議会については、長崎市のほうで長い協議の中で今のやり方というのを皆さんのが合意の中で決められておりますので、国として、それが即ダメだというような話にはなりません。ただ、過重な負担があるかどうかはここで協議されて

ですね、過重な負担に相当してローカルルールとして過度な負担になっているのであれば、改正する必要があるだろうし、そうではないということであれば、それを否定するものではない。

B委員

ただ、私たちボランティア団体にとって、私たちは常に透析患者さんを対象にしているわけですね。その中で必ず利用者を、会員になってないといけないということで利用しない人も会員になっているんです。私たちは基本的には、透析をされている患者さんが対象なんんですけど、透析をされている会員さんでも、要介護1とか2っていう方は介護タクシーを利用するんですよ。というのは、私たちはアマチュアでありボランティアなんですね。いくら講習を受けてもやっぱり安心安全で輸送できるのはプロの方にしていただくのが一番なんです。そのためには介護タクシーの方にしてもらうのが一番安心安全なんです。しかし、要支援者にとっては介護タクシーは使えないんですね。そういうところで、介護タクシーを使えない会員だけを私たちが「しましよう」ということで、私たちが行っているんです。のために、いつでもすぐ利用できるようにするには、まず会員になってもらうことが前提なのに、今回も74名の方の会員をこういうふうに全部調べて書いたんですね。これは過重な負担なんですよ。しかも、病歴とか、在宅状況とか、輸送に関係ないじゃないかと私たちかなり言われました。それなのに、こういうのは過重な負担だと私は思います。なおかつ、私たちを利用されている会員さんたちが、要介護1になって介護タクシーが利用できたら、介護タクシーにしてください、そのほうが絶対安心ですよということで、介護タクシーのほうにお願いしているんです。たまたま入院したりとか、介護タクシーではできないというときに、病院側からお願いして、そういう方たちをお送りするためには、まず会員になってもらうことが必要になって、会員登録をするということなんです。そういうことを踏まえると、こんな過重な事務負担はちょっと見直していただければということです。そういうものを踏まえて、考えていただいて、もう少し身体等状況票というのを、ここまで私たちが利用者さんにそれについて聞いて書いて、そして皆さん方に提出しなきゃいけないのかということなんです。

今回の会議の中で私たちのこういうふうな思いを聞いていただければ、本来ならば透析患者さんのそういうものは行政が介護保険で全部していただければ私はしなくていいんです。私も本来ならばしたくない。したくないけど、困っている人がいるからこんな体でも自分たちの仲間を救っていかなければいけないという気持ちでしているんです。だから、報告で言われて分かると思うんですけれども、回数そのものは増えていないんです。私たちは回数を増やそうとか、料金を取って運営を安定させようということじゃない。まず、困っている人を何とかしようという気持ちなんです。そういう私たちの気持ちに対してのこういうもの、もっともっと事務負担をしていくということは、私たちに辞めなさいということじゃないかなと思うんですね。これは過重な事務負担じゃないのかなと、私思いますけども。そのために長い時間いつでも私たちが後ろについてますよと、安心

	して透析できるようにしますよということを私たちはしています。
会長	他の委員の皆さん、いかがでしょうか。
D委員	今ちょっとお話はいろいろわかるんですが、ルールの変更ということであれば、議題を整理していただいて次回なり何なりですね、提案していただくということにしないと、他の委員さん、内容が良く分からぬ話が続いていると時間ももったいない。ただ単に議題としてあげていただくかどうかは会長と事務局のほうで整理していただいて、ちょっと先に進めていただいたらどうか。
会長	いかがでしょうか。今のご意見。
E委員	今言われた過重な負担とおっしゃったのは委員としては良く分かるわけですね。だから今現在ここに報告されている資料が、一度これが通っているわけですね。現実はですね。であれば、これ以外のことを要求されていれば、過重の負担と判断してもいいけども、これでよければ私はこれでいいのではないかという感じは、私個人的な意見なんですけれども。
B委員	これが過重な負担になっているんです。だからこれをやめてくださいと。というのは利用者の、国土交通省の（イ）（ロ）（ハ）で障害者の欄だけ私たちはしているのですよね。それで障害者ということは、事務局のほうで全部把握できるんです。障害者手帳を持ってらっしゃる方々は、そうですよね。
会長	もうさっきお伺いしましたので。
B委員	だからそういうことで、障害者ということの利用者範囲なのに、この身体状況報告書の中でこれだけのものを作るというのが過重な負担だということをね。というのはこの中に、皆さんの病歴・歩行状況・日常生活・周辺道路・特記それから氏名・年齢・要介護度・在宅状況・主介護者・利用者の目的・自宅周辺の状況・自宅からバス停・目的地までの距離、こういうふうになっています。失礼ですがこれは、私がハートセンターを利用される方のものをそのまま出されただけあって、福祉有償運送に必要な項目以外のことが書いてあるのは当たり前なんです。というのは、リハビリをするためにハートセンターを利用される方たちが、デイサービスがなくなったために送迎ができないので、私たちのほうにしてくださいということでお願いがあったので、皆さんにお諮りしてから、私たちがしましょうということで、前回お諮りしたんです。そうしたら、それがそっくり今度は身体等状況票という形で出されてきたんですよ。だから病歴というのは、これはリハビリに必要だから病歴をつけているのであって、福祉有償運送に関係ない。そうじゃないですか。

事務局	今の様式の話ですけども、B委員が出された様式を使ったんじゃなくてですね、その以前の恵仁会さんは2回会議を行いました。なぜ、2回行ったかといいますと、確かにこれまでの資料で協議してきたんですけども、運送の必要性、福祉有償運送の必要性をもっと確認したいという運営協議会の話がありました。それは福祉有償運送が必要かどうかということと一体的に、その人の移動困難性とか制約性を踏まえて判断をしましようということで、協議会の中で話し合いが行われ、2回目に今言われた資料を、皆さんで協議をしてこういう大まかな項目を作り上げまして、提出をしていただいた。それを使ってハートセンターの申請につながるわけです。要は昨年20年の1月、恵仁会さんが2回協議を行ったときに身体等状況票を会員の移動困難性と制約性を踏まえて運送の対象とするかというそういう妥当性について協議をするための資料として整備したという結果でございました。
B委員	じゃ、ちょっとお尋ねしますけども、その運送の妥当性と病歴はどういうような関係があるんですか。
事務局	例えばですね、会員さんがいらっしゃいます。会員さんを輸送するときに、例えばこの方はトイレが近いとか、
B委員	それは、身体状況でしょう。
事務局	ですから、輸送をするとき、あるいは家から出るときにどういう困難性があるかということを、手帳があるとか要介護が1だとかいうだけではですね判断がつかないわけですね。
B委員	だから、それは要支援者とその他の障害者のことですよね。だから、病歴というのはどう関係があるんですか。
事務局	会議の進め方についてですね、今回はまず委員の指名についてご説明申し上げました。次に、平成20年度の福祉有償運送の実績についてということで、各事業者から提出されました事業報告に基づいて事務局で内容を説明させていただくという機会として、ご報告を申し上げている次第でございまして、内容如何についての意見が出ておりますけれども、もし協議会のほうで、こうした点についてご議論など必要だということであれば、事務局のほうといたしまして次の協議会の議題として、ご提案を申し上げるというような形にしたいと思いますけれども。委員の皆様のご意見等をいただければというふうに思います。
会長	先ほどD委員からのご提案もございました。そういうふうにまた必要であれば、改めて議題として取り上げる。その前に少しいろんな協議が必要かもしれません。

せんが、そういうことにしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会長 それでは、議題のほうに移りたいと思います。「登録の有効期間満了に伴う更新登録について」、まず事務局のほうからご説明を。

事務局 当該事業者の審議ですので、B委員については事業者席への移動をお願いしたいのですが。

(事業者席へ移動)

事務局 それでは説明いたします。資料は運営協議会資料5ページに抜粋した資料を付けております。ではこの薄いほう運営協議会資料の5ページで説明させていただきます。

この青い資料、分厚いものですから見やすいように1枚の資料といたしました。ほほえみながさきさんと浦上の丘さん、併せて資料は作っています。内容は見ていただきますと網掛けをしておりますが、その網掛けが今回の申請内容です。旅客から徴収する対価ですけれども、ほほえみながさき、浦上の丘双方ともに対価に対しての変更はありません。旅客の範囲、これも変更はございません。会員数これについては増減があっておりま

る。続いてこの青い資料をご覧ください。青い表紙をめくっていただいて、そこに一覧表をつけております。1番目から2番の⑬まで162ページの資料となっております。それでは説明します。

1ページの協議会会長あての協議の申請書。2ページ、3ページが登録申請の写しです。3ページをご覧いただきたいと思います。3ページのこれ車両の数なんですが、合計台数16台、うち軽車両が3台となっていますが、実績報告の欄では15台となっておりまして1台増えております。

次に、4ページを開いてください。4ページからNPO法人ほほえみながさき定款となっております。続いて17ページ登記事項の欄です。現在履歴全部証明書になります。19ページここは役員の名簿となっております。それから22ページ、22ページ以降につきましては、これは先ほども説明しましたがボランティアさんの車両であるため、契約書、それから車検証、それについては重複です。先ほどから説明した資料の重複となっています。

次に、62ページをお開きください。62・63ページは運転者の名簿です。64ページ以降これは先ほどと同じですね、重複です。免許証と修了証となっております。71ページ運行管理者の資格証。75ページ、これは先ほどと変更ございません。

次に、77ページ以降、これは自動車の保険証ですね、これも人数分揃えてござ

います。97ページからは運転記録の証明書となっております。これも人数分ございます。次に119ページ、旅客の名簿となっております。75人となっております。125ページは先ほどの身体等状況票です。説明は以上です。

会長 ただいまのご説明に関しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

F委員 今の分はB委員のところの審査でいいですね。一括してやるのかと思ったものですから。

会長 それでは事業者の方へ何か皆様方からご質問等ございませんでしょうか。

それでは質問は無いようですので、これからちょっと合意について協議したいと思います。事業者の方はしばらく退室お願ひできますでしょうか。

(事業者退室)

会長 それでは、ほほえみながさきさんから提出されました更新登録につきまして皆様方に引き続きお諮りしたいと思います。何かご意見等ございませんでしょうか。

C委員 今後ともこの身体等状況票というのは出すという方向でいくんですか。

会長 それにつきましては先ほどご説明ございましたように、改めて議題として挙げて少し協議したほうがいいのかなと思っております。本当に必要性を判断するためにというご意見でございますので。

F委員 先ほどの身体票の問題なんですけれどね。結局、国土交通省の法律と厚生省の法律とありますよね。要するに私たちはナンバーの青の道路運送法4条でやることと、それとこの白ナンバー、これは要するに道路運送法の79条で1から3項目ぐらいあるんですけど、結局基本は何かと言いますと、白ナンバーというのが、要するに白タク行為をしないかと。これは、どういう人たちを旅客の範囲とか営業の範囲とか、そういうもののエリアをはっきりしてそして許可を取るという、この法律なんですね。そしてやっぱりどういう方を運ぶのかという証拠がいろんなところで要求されると思うんですね。先ほどおっしゃるような、世帯の状況とか、介護の状況というのは、ある程度白ナンバーで79条で運送する人たちの旅客の範囲の中にはっきりと明示してあるはずなんですね。その範囲中の法律なので、ですから良いか悪いかは別問題ですけれども、やっぱりそういうピシッとしたNPOで白ナンバーで有償輸送するということになると、やっぱりその部分を理解していただいて、きちんと病歴の状況とかそういうものを運営協議会のほうに示していただけるのが一番いいのかなと。何のための運営協議会

つてということになるかというと、それを協議会で認定する、許可をするというそういうことですから、私は意見として言わせていただければ、先ほどの詳しい内容は言いませんけれども、先ほどB委員のおっしゃっていることもいい機会かなという判断はしております。

会長 はい、ありがとうございます。この議題ではあくまでもこの更新を認めるかどうかという話でして、何かご質問等ございませんようでしたら、更新に合意するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

副会長 ここだけではなくて、これから運輸支局のほうに更新登録の審査が出されますので、実際の審査というのは申請書が出されてから支局の方で審査しますので、ここに本日、いろいろ書類が出されてますが、必ずしもこの通りではなく、若干補正、修正等もありますのでそのへんはご理解をいただきたい。それは法律の中で適合するために修正を求めるということあります。

(事業者入室)

会長 それでは次に、浦上の丘福祉支援サービスさんの更新登録について協議したいと思います。事業者の方は席を移動していただきたいと思います。  
それでは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(事業者席へ移動)

事務局 先ほどの一覧表と青の資料でございます。一覧表のほうをご覧ください。先ほど説明しましたように重複いたしますが、更新申請、旅客の対価、旅客の範囲、変更ありません。会員数19は当初18人、それから実績報告では48とありますがこれ43、5名の減となっております。

それでは青の資料をお願いします。163ページはこの協議会に対する申請書です。164・165ページが運輸支局に出す資料となっています。166ページから登記事項になります。それから170ページから車両車検証になります、これも重複となります。それから173ページ、これは運転者の名簿です。174からは運転する方の免許証の写し、それから資格、修了証ですね、先ほど実績報告のほうで出ましたけれども、こちらは修了証を付けております。

次に184ページをご覧ください。運行管理の体制等記載した書類です。それから186ページからは自動車保険の写しになります。それから192ページをご覧ください。先ほどの実績報告の名簿と違うところは、死亡と書いてありますけれども、実績報告の段階から現在に至るまで亡くなった方がいらっしゃる。そ

れでこういうふうに死亡ということで、5名の方の欄が消えています。ですから194ページ、最後に48名の方がいらっしゃいますが、5名を引いた数、43が現在の数字となっております。それから196ページ以降は先ほどの身体状況票です。それから亡くなった方については×印の記載しております。最終ページ220ページに料金の記載がありますが、これは前回と現行と変わりはありません。説明は以上です。

会長 はい、ありがとうございます。今のご説明に関しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

B委員 192ページの旅客の名簿で備考の欄に生活保護とか透析とかですね、それからリウマチとかですね、パーキンソン、内部とか肢体とか書かれているんですけども。

会長 運送を必要とする理由ですね。

B委員 備考の欄に透析とか書かれていますけどそれ以外何も書いていない方はどんな障害なのか。

事務局 運送を必要とする理由は（イ）（口）（ハ）（二）で記入をされています。備考欄については特に事業者のほうが必要という事項を記入されると確認しています。

B委員 はい、わかりました。ただ（イ）（口）（ハ）（二）の（二）の部分ですけども、この部分はですね、（二）はその他の利用者ということになるのですけれども、その他の利用者の中で身体障害者、それから内部障害者、知的障害者、精神障害者というのがあるんですけれども。

事務局 （イ）（口）（ハ）（二）という形で4項目にわたって浦上の丘さんが記載されておりますけども、事前にお話を伺ったとき、対象者としては（口）の要介護の方がメインでありまして、その内訳として、身体障害者の手帳をお持ちの方がいらっしゃいます。あるいはまた（二）のような状況の方がたくさんいらっしゃる、というような（口）を補填する説明というふうにお聞きしております。

会長 よろしいでしょうか。

B委員 障害者の方とか要介護・要支援者の方たちの状態の違いということで理解してよろしいですか。

事業者	そうです。
会長	<p>その他に事業者への質問等もお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>それではご質問等ございませんようですのでこれから合意について協議したいと思います。事業者の方、退室をお願いいたします。</p>
	(事業者退室)
会長	<p>それでは引き続き皆様にお諮りしたいと思います。浦上の丘福祉支援サービスから提出されました更新登録について、ご意見等伺いたいと思いますが、何かご意見等ございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>よろしいですか。身体等状況票の中で病歴と書いていましたけど、いろいろ書いてらっしゃるんですけども、これは現在までに至った病歴なのか、現在の病気のことを書いているだけですか。</p> <p>196ページから身体等状況票、私が先ほど申しましたけども、病歴という部分ですね。平成19年脳梗塞、それで要介護2です。脳梗塞、パーキンソン病、腰椎圧迫骨折というふうに書いて要介護2とかですね。もうひとつは、脳梗塞、左肩麻痺、右腎ガン腫瘍摘出ということで要支援2と書いてありますけども、これは病歴ということなので、あくまでも病気の履歴を書く欄じゃないかなと思いますけれども。どうなんですか。そういうこととは違うんですか。</p>
事務局	<p>浦上の丘さんはですね、いろんな要介護者の方を介護というか、移送いたしますけども、病歴という形で要介護に至った理由の一つとして、そういう病歴があってなおかつ、それが現在の、状況につながっていると理解しております。</p>
B委員	こういう方は、例えば移送する時点で障害者手帳をお持ちじゃないんですか。
事務局	それは192ページの名簿とですね、それと身体等状況票と照らし合わせて、要介護者の中に手帳をお持ちだということです。
B委員	ここに分けなくても、例えば10番の方は要介護3で、肢体だったら、これも手帳2級、3級は持ってるんですよ。それをわざわざ要介護3ということにしてるんですよ。しなくても障害者の範囲でいいんじゃないんですか。そのために障害者の範囲、利用者範囲（イ）（ロ）（ハ）（ニ）というやつがあるんじゃないですか。そういうのは事務局がきちんと把握できるんです。
会長	今の議論は先ほどの議論に戻ってしまうんです。

- B委員 戻ってしまうんですけども、この旅客名簿の中で、(二)なら(二)としても  
らったほうがもっとスムーズなんじゃないか。
- 会長 だからそういう意見になってしまふと、先ほどの議論に戻ってしまうんで  
す。必要ないんじゃないかという話なんでしょう、身体等状況票なんかが。
- B委員 そうですね。
- 会長 だからその議論は、また次にやりましょうという話にさっきなりましたので。
- B委員 わかりました。
- 会長 よろしいですか。ですから今の話は、浦上の丘さんから出ている更新をどうす  
るのかということについてしてほしいと。
- B委員 はい、わかりました。
- 会長 何かご意見等ございませんでしょうか。ご意見が無いようですので更新に合意  
するということでよろしいでしょうか。
- (異議なし) (事業者入室)
- 会長 本日の協議の結果は、2件とも更新登録に合意するということに決定いたしま  
した。協議につきましてはこれで終了したいと思います。事務局のほうから何か  
追加的なご説明等ございましたら。
- 事務局 長時間のご協議、どうもご苦労様でした。次回の日程についてなんですが、  
来年の1月ごろに半年に1度の定期報告と、それから社会福祉法人恵仁会の  
更新登録の協議を予定していたんですが、今日、定期報告の提出資料について意  
見が出されてそれについて協議するということを申し合わせましたので、それを  
追加してやるとして1月でよいか、会長と事務局と協議の上ですね、決めさせて  
いただければと思うんですが。
- 会長 よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 では、そういうことにさせていただきたいと思います。事務局のほうから次回  
の日程等につきまして説明がございました。他に何かご質問等はございませんで

しょうか。

先ほど事務局のほうからご説明もありましたように、少し協議する事項もあるようすで、そのあたりを踏まえて、なるべく早めに日程を詰めさせていただきたいと思っております。

B委員

私のほうからちょっと意見を述べさせていただいてもいいでしょうか。

私たちは、あくまでもボランティアさんにお願いしてのボランティア活動になります。だから本当に純粋に透析患者さんが、通院できない方たちをどうしようかということで行っている事業です。そのためにはやはり過重な事務負担とかを少しわかっていただければと思っております。特に、私たちは介護タクシーさんのほうを、もう少し増やしていただいて、介護タクシーが利用できるような社会環境を作ってもらうということと、これからは介護タクシーと私たちは協力しながら、福祉有償運送というのは本当に困っている人たちをどういう形でサポートしていくのかというのが本来、国土交通省が考えられた事業なんですね。というのは、これを作る前は全国で2,000か所以上が、こういう白ナンバーでの運送を行ってて、それがそれではいけないということで法的に作られたことなんですよね。だから一番大事なのは、そういう人たちをどういうふうにスムーズに日本全体がですねもっとサポートしてそういう困った方たちを支援してあげるかということに尽きると思います。

会長

よろしいでしょうか。それでは本日の協議会をすべて終了したいと思います。委員の皆様お疲れ様でした。